

青森県弘前市 島光会・草薙園



1. 火災の特色

50人の精神薄弱者が入園する社会福祉施設の娯楽室から出火したものである。出火は午後10時30分であり、当施設ではほとんどの者が就寝中と思われ、火災に気付いた当直者等4名が避難誘導にあたったが、死者2名と負傷者6名を出す結果になった。

2. 出火日時等

(1) 出火日時

昭和61年2月8日(金)22時30分頃

(2) 覚知時間（覚知方法）

昭和61年2月8日(金)22時45分（119番通報）

(3) 鎮火時間

昭和61年2月8日(金)23時59分

3. 火元の概要

(1) 所在地

青森県弘前市大字大森字草薙5-3

(2) 火元建物等の名称

社会福祉法人 島光会・草薙園

(3) 火元建物の構造等

① 建築年月日

昭和58年4月1日

- ② 増改築の状況
なし
- ③ 建物用途
精神薄弱者更生施設（6 項口）
- ④ 構造
耐火構造平屋建
- ⑤ 面積
建築面積：1,283.2m²
延べ面積：1,283.2m²
- ⑥ 収容人員等
ア 職員 24名
イ 入所者 50名
- ⑦ 出火時の在館者等
ア 職員 4名
イ 入所者 50名
- ⑧ 建築物階層別用途及び面積

階	面 積	用 途
1	1,283.2m ²	居室・娯楽室等
計	1,283.2m ²	

- (4) 消防用設備等の設置状況
 - ① 消火設備
消火器
 - ② 警報設備
自動火災報知設備、非常放送設備
 - ③ 避難設備
誘導灯
 - ④ 消火活動上必要な施設
なし
- (5) 防火管理の状況
 - ① 防火管理者
昭和60年12月9日選任
 - ② 消防計画
昭和60年12月9日届出（届出済）
 - ③ 避難訓練の実施状況

5月と9月に総合訓練を実施している。また、6月、8月、10月、1月に基本訓練を各1回実施している。

4. 気象状況

(1) 天候

曇り

(2) 風位、風速

風位：南西、風速：1.0m/s

(3) 気温、湿度

気温：-3.8℃、湿度：82.0%

(4) 気象注意報等

なし

5. 出火原因

(1) 発火源

たばこの火

(2) 経過

たばこの火の不始末

(3) 着火物

布団

6. 損害状況

(1) 人的被害状況

① 死者

2名（女2名 34才、37才）

② 負傷者

6名（重傷1名、軽症5名）

(2) 物的損害状況

① 火元建物

ア 焼損程度 部分焼

イ 焼損面積 144m²

ウ 損害額 5,352千円

② 類焼建物

なし

7. 火災の経過（火災の様態）

(1) 出火場所の状況

1階娯楽室付近

(2) 出火に至るまでの状況

園生（男）が作業指導室で隠れてたばこを吸い、その吸い殻を積んでいた寝具に捨てたた

めである。

(3) 火災発見の経緯

22時40分頃、自動火災報知設備のベルが鳴動したため、4人の当直者がロビーに出たところ
娯楽室付近から激しく炎が噴出しているのを確認した。

(4) 消防機関への通報状況

当直者が通報

(5) 初期消火の状況

娯楽室付近から激しく炎が噴出しているのを確認後、すぐABC粉末消火器を持ち出し、消火
を試みたが火炎が激しいために初期消火不可能と判断し、消防署へ連絡した。

(6) 避難の状況

入園生の大半が職員の誘導と共に屋外へ自力避難した。また、逃げ遅れた11人のうち1人は
自力避難した他、2人が職員、6人が消防隊により救出された。

(7) 自衛消防隊の活動状況

当直職員等4名は初期消火が不可能と判断した後、入園生の大半を屋外へ避難誘導した。出
火当日は、150cm位の積雪があったが、非常口の付近は除雪され避難上支障はなかった。

(8) 死者の状況

重度棟「ききょう」室にいた2人は熟睡していたために逃げ遅れて焼死したと思われる。

8. 消防機関の活動状況

(1) 出動隊等

① 出動車両

常備 4台、非常備 9台

② 出動人員

常備 12名、非常備 118名

(2) 消防機関の消火、救助活動の状況

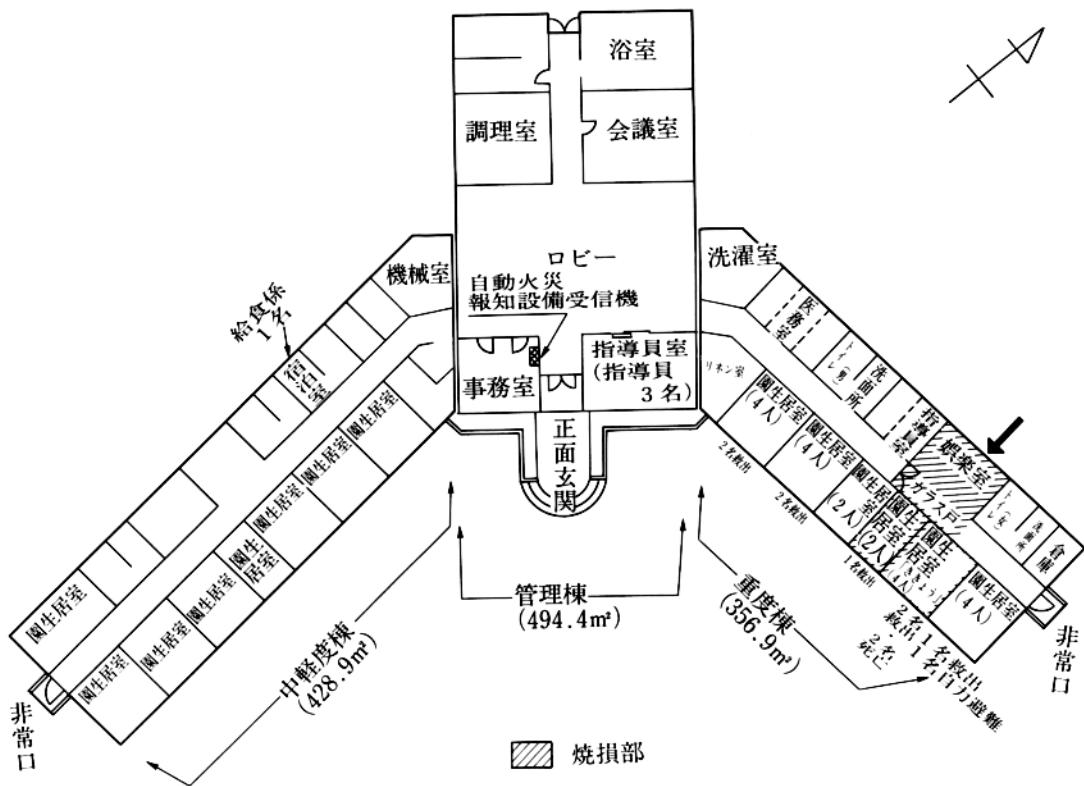
消防隊到着時には9名がまだ不明であったが、6名を消防隊が救出し、1名は職員が救出
したが残りの2名は救出できなかった。また、負傷をした6名を救急車で近くの病院に搬送した。

9. 問題点・教訓

- (1) 火災の発生から消防機関の覚知まで15分の時間を要している。消防隊の到着後に6名を救出
していることから、災害弱者を収容する施設では、自動火災報知設備連動等の通報装置を推進
する必要がある。
- (2) 出火原因は布団の中に入ったたばこの火と推定される。弱者を収容する施設では、喫煙管理
を徹底すべきである。
- (3) 当施設では、災害時を想定した訓練を2ヶ月に1回実施していたが、早期発見、避難誘導、
通報等が円滑にできなかった。社会福祉施設マニュアルに基づく訓練の習熟が必要である。

10. 資料

図一1：「草難園」平面図



図一2：焼損部拡大図

